

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ほたる（以下、「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下、「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれるものをいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合の交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 1,000,000 円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。
- 6 報酬等は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、この法人の職員給与規則に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、この法人の旅費規程に準じて支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）の支給日は、この法人の職員給与規則に準ずる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

（適用除外）

第8条 この法人の施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によっておこなう。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	月次報酬額 (税込み)
理事長	50,000 円

- 1 表中記載の理事長の月次報酬額は、週 5 日勤務の場合における基準報酬額とし、勤務実態に応じて決定する。

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

役 職 名	報酬額 (税別)
理事等会議への出席	5,000 円

(2) 評議員

	報酬額 (税別)
評議員会への出席	5,000 円

(3) 監事

	報酬額 (税別)
理事会等への出席	5,000 円
監事監査の報酬	15,000 円

- 1 表中記載の報酬額は、1 日の報酬額とする。
- 2 表中記載の報酬額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。